

下記の委託について、一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和元年12月27日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県知事 川勝平太

2 担当部局

〒421-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6

静岡県教育委員会健康体育課

電話番号 054-221-3677

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

第2号

(2) 業務名

静岡県学校安全教育目標冊子作成及び配送業務委託

(3) 業務概要

静岡県学校安全教育目標の冊子作成及び県内公立学校等への配送業務委託

(4) 業務期間

契約日から令和2年3月25日まで

(5) 入札方法

総価による。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡県が発注する物品の製造の請負、買入れ又は売り払いに係る競争入札参加資格において、「一般印刷」の営業種目の競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められた者であること。

(3) 静岡県の物品調達等及び一般業務委託に係る入札参加に基づく入札参加停止を受けていないこと。

(4) 本社又は営業所等の所在地を静岡県内に置き、要項等に定められている業務内容を適正に遂行できる者であること。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者でないこと。

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 仕様書、入札説明書の配布期間、配布場所及び配布方法

(1) 配布期間

公告の日から令和2年1月8日（水）までの日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（令和元年12月30日から翌年1月3日までの間をいう。）を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 配布場所

上記2に同じ

(3) 配布方法

無償交付で直接行うものとする。

6 入札者に求められる義務

本入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す方法により入札参加資格確認資料を令和2年1月14日（火）午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日（令和元年12月30日から翌年1月3日までの間をいう。）を除く。）に担当部局へ提出し、上記4の資格を有することの確認を得なければならない。

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和2年1月21日（火） 午前11時00分

(2) 入札の場所

静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県庁西館7階 教育委員会第1会議室

(3) 入札方法

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札執行日の持参書類

入札書、委任状（代理の場合）

(5) 入札保証金及び契約保証金

免除

(6) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札及び入札説明書において示した条件等に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は入札説明書による。